

一般的に必要な主な費用

- (1) 専門家が最適な家族信託の仕組みを設計するコンサルティング報酬
- (2) 信託契約公正証書を作成する為の公証役場の手数料実費
- (3) 不動産登記の登録免許税等実費及び司法書士の登記手続き報酬

(1)～(3)までの合計金額が信託手続の費用となります。

(1) 信託の仕組みを設計するコンサルティング報酬

信託財産の評価額	報酬額（税別）
3000万円未満	20万円
3000万円以上1億円未満	1000万円ごとに6万円加算
1億円以上10億円未満	1億円ごとに15万円加算
10億円以上	200万円 + 個別設定

(2) 信託契約公正証書を作成するための公証役場の手数料実費

(目的の価格)	(手数料)
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1000万円以下	17,000円
1000万円を超え3000万円以下	23,000円
3000万円を超え5000万円以下	29,000円
5000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に、5000万円までごとに1万3000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に、5000万円までごとに1万1000円を加算
10億円を超える場合	24万9000円に、5000万円までごとに8000円を加算

(3) 司法書士の登記手続き（所有権移転及び信託）

①所有権移転及び信託の報酬（表示金額は全て税別です）

不動産の固定資産評価額の合計	基本報酬額	物件個数加算
～500万円以下	69,000円	不動産が1つ増えるごとに1,000円を加算する
500万円超～1000万円以下	72,000円	
1000万円超～2000万円以下	78,000円	
2000万円超～3000万円以下	82,000円	
3000万円超～4000万円以下	86,000円	
4000万円超～5000万円以下	90,000円	
5000万円超～1億円以下	基本報酬90,000円に1000万円までごとに4,000円ずつ加算する	
1億円を超える場合	基本報酬120,000円に1000万円までごとに3,000円ずつ加算する	
<p>上記報酬額は、所有権移転及び信託の登記1件当たりの報酬です。司法書士の報酬は登記手続き1件ごとに基本報酬及び物件個数加算が発生しますので、当事者や不動産が異なるなどして、所有権移転及び信託登記の申請が複数になる場合、各々の申請で上記報酬を算定することになります。</p>		

①所有権移転及び信託の報酬（表示金額は全て税別です）

対象財産	課税標準	税率	軽減税率
土地	固定資産評価額	1000分の3	租税特別措置法により軽減
建物	固定資産評価額	1000分の4	